

収支報告書受付について

1 受付内容

(1) 期間

4月23日(火)から5月7日(火) ※土・日・祝日除く
できる限り**5月2日(木)までの提出**にご協力ください。

(2) 時間・予約

9時から12時および13時から17時（**1候補者30分の予約制**）
予約については、来庁・電話により行ってください。

(3) 持ち物

出納責任者の印鑑(訂正用)、チェック表(チェック済みのもの)、収支報告書

2 注意事項

(1) 収支報告書に添付する**領収書はコピー**になります(原本は提出不可)。受付会場にはコピー機がありませんので、必ず各自コピーの持参をお願いします。

また、領収書・レシートは**必ず収支報告書に記載されている順序に並べ替えてA4用紙にコピーして添付**してください。なお、複数の領収書・レシートを1枚にコピーすることは構いません。

(2) 収支報告書を提出する場合は、**チェック済みのチェック表と合わせて提出**してください(該当しない項目については斜線/でチェック欄を消してください)。

(3) 金額が判明していない支出(水道代、電気代、通話料等)がある場合は、**金額不明分の記載は行わない**でください。金額が収支報告受付期間後に判明し、支払が完了した後、その支払後7日以内に第2回分として提出してください。

(4) 収支報告書の表紙と各明細の金額を電卓で検算して誤りがなければ、受領します。誤りがある場合は、その場で訂正していただきます。提出された領収書・レシートとの確認は受領後に選挙管理委員会事務局にて行うため、受領後の確認により、修正点がある場合は、予約していただいた候補者又は出納責任者に連絡して訂正や追加記載の依頼をさせていただきます。その場合は、出納責任者の訂正印を持参して再度予約のうえ、ご来庁をお願いします。

(5) 公職選挙法第189条第1項の規定に違反して収支報告書又は添付書類を提出しな

かったり、虚偽の記入をしたときは、出納責任者は、3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処せられますのでご注意ください（法第246条）。

3 その他

- (1) 収支報告書様式については、選挙管理委員会のホームページからもダウンロード可能であるため、適宜ご利用ください。

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/soumu/gyosei/3/election_summary/13343.html

- (2) 選挙運動費用支出最高限度額（概算）

※ 参考 令和2年4月19日執行 市長・市議選の場合

1	(1) 碧南市長選挙 7,682,400円 選挙人名簿登録者数 人数割額 固定額 56,572人 × 81円 + 3,100,000円 (100円未満の端数は100円とする。)
2	(2) 碧南市議会議員一般選挙 3,488,300円 選挙人名簿登録者数 議員定数 人数割額 固定額 56,572人 ÷ 22人 × 501円 + 2,200,000円 (100円未満の端数は100円とする。)